

## 第5号議案

### 第一事務所電気料金の精算に関する覚書の改定について（案）

第一事務所を東京電力パワーグリッド株式会社から賃借するにあたり、その賃借契約に付随するものとして、使用する光熱費（電気、冷温水、水）については、光熱サービスの供給を担う株式会社アット東京と精算の覚書を締結している。

覚書に基づき、昨今の情勢を踏まえた電気料金改定協議の申入れがあり、これを受けて調整を行った結果、合理性があり妥当と認められることから、新たに覚書を締結（改定）することとしたい。

（1）覚書（改定後）  
別紙1のとおり

（2）締結先  
株式会社アット東京

（3）適用日  
2023年4月1日  
（なお、現覚書の有効期間は、2015年11月9日～）

以 上

#### 【添付資料】

別紙1：覚書

別紙2：電気、冷温水および上下水道料金の精算に関する覚書（締結済）

※ 別紙1、別紙2は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。